

## 施設入所申込書を提出される方へ

施設入所決定につきましては、「あすなろ会 指定介護老人福祉施設の入所における優先的取扱いに関する実施規程」に基づいて実施します。

1. 平成27年4月より、当施設入所の対象者は以下の通りとなります。

(1) 要介護3から5までに認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方。

(2) 要介護1又は2であって、以下の①～③に該当する「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」方。

① 認知症や知的障がい又は精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

② 家族等により深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

③ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等の支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

※(2)の場合、申込書受理後、施設より入所申込者の市町村(保険者)に対して入所要件に該当するか否かの情報提供及び意見を求めますのでご了承ください。

2. 提出に必要な書類

・指定介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉入所申込書兼台帳(標準様式1)

・指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】入所選考調査表(標準様式2)

※標準様式2の記入は、ケアマネジャー、病院のソーシャルワーカー等に依頼して下さい。(担当者がいない場合は施設にご相談ください)

・介護保険被保険者証の写し

・サービス利用表(別表)の写し(直近3か月分) ※在宅サービス利用中の方のみ

3. 申込書提出を受け、定期的を開催する気高あすなろ入所選考委員会において入所順位を決定します。(入所は施設の空き状況により、お待ちいただく場合がございます)

4. 申込書提出後、要介護度・待機場所等の変更がありましたら、施設担当者までご連絡ください。

鳥取市気高町八幡268  
気高あすなろ  
(0857)82-3971  
担当 生活相談員 田中・森山